

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午前十一時一分開議

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。階猛君。

○階委員 民進党の階猛です。

私も共謀罪についてお尋ねしてまいりますけれども、あの強行採決が行われた後、きょうお手元にお配りしております共謀罪法案に反対するビジネスロイヤルの会というところから声明文が発表されております。

安倍総理は、きのう、ラジオ番組の収録で、改正案の適用対象をテロ集団や暴力団、薬物密売組織などに絞り込んだということで、一般の方が対象になることはないのは明らかだと強調していたそうではありますが、このビジネスロイヤルの会は、それに真っ向から反することをおっしゃっております。

四ページ目にメンバーの方の名前が挙がって

ますけれども、升永先生というのは青色LED訴訟で有名になった先生でありますし、それ以外にもそうそうたる弁護士の方々が名を連ねているわけですが、共謀罪は、一般のビジネスに従事する者、会社員や自営業者にも適用されるということから、危惧を表明されているということでもあります。

そこで、まず大臣にお尋ねしますが、会社などの、ビジネスで利益を得る目的の団体や、その中に存在するプロジェクトチームのような組織、こうしたものが、法文でいいますと別表第三に掲げる罪を実行する目的を有しているような場合、組織的犯罪集団に当たり得るのではないかと考えますけれども、このビジネスロイヤルの見解もそのようになっていきますけれども、いかがでしょうか。よろしくか、大臣。

○金田国務大臣 階委員の御質問にお答えをいたします。

テロ等準備罪におけます組織的犯罪集団とは、組織的犯罪処罰法上の団体のうち、構成員の継続的な結合関係の基礎となっており、共同の目的が改正後の組織的犯罪処罰法別表第三に掲げる一定の重大な犯罪等を実行することにあるものといえます。

一般論として申し上げます、正当な事業活動を行っている一般の会社につきましては、通常は、結合関係の基礎としての共同の目的が犯罪を実行することにあるとは認められず、組織的犯罪集団には該当しない、このように申し上げます。

○階委員 通常はということをおっしゃいまして、

その前段の方では、別表第三に掲げる目的、罪を実行する目的があれば組織的犯罪集団に当たるということでありました。

そういうことであれば、ついでに申し上げますと、資料の六ページ目をごらんになってください。これはTOC条約の抜粋ですけれども、問題となっている五条1の(a)の(i)ですけれども、冒頭に、「金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行う」ということでありますから、まさに、利益を得る目的の企業などは、この観点からも組織的犯罪集団に当たり得ると考えるのが自然ではないかと思いますが、もう一度確認しますけれども、組織的犯罪集団に、企業のような、ビジネスで利益を得る目的の団体が当たり得るということは問題ないですね。そのとおりでよろしいですね。大臣、お願いします。

○金田国務大臣 先ほど申し上げましたが、私からは一般論として申し上げるわけでございますが、正当な事業活動を行っている一般の会社につきましては、通常は、結合関係の基礎としての共同の目的が犯罪を実行することにあるとは認められませんが、組織的犯罪集団には該当しないということをおっしゃいます。

○階委員 その中の、例えば、節税対策を検討するプロジェクトチームがあったとしましょう。設問の二に移らせていただきますけれども、そういうプロジェクトチームなどが節税対策を計画したとしましょう。そして、助言を顧問税理士に求めた。そして、顧問税理士からは、これはテロ等準

備罪の対象になっていきます。脱税の罪に当たると指摘されたのでしょうか。そして、その段階で計画を断念した、こういった場合を想定してください。

助言を求めた時点で実行準備行為が認められ、その段階で共謀罪が成立し得るのであって、一旦成立すれば、その後、計画を断念しても罪は免れないと思うんですが、いかがでしょうか。大臣、答えられれば大臣で結構です。はい、お願いします。

○金田国務大臣 階委員の御質問にお答えします。ただいま階委員も最後にお話をいただきましたが、細目にわたる質問ではございますが、私からは基本的な考え方を答え申し上げます。ふうに思います。

先ほど申し上げましたとおり、一般論として申し上げますと、正当な事業活動を行っている一般の会社につきましては、通常は、結合関係の基礎としての共同の目的が犯罪を實行することにあるとは認められませんので、組織的犯罪集団に該当しないので、テロ等準備罪は成立しない、このように考える次第であります。

この点につきまして補足をする意味においては、私どもの政府参考人から答弁をあわせて申し上げます。

○階委員 そこで、では、政府参考人、このビジネスロイヤルの会のペーパーはお手元にあると思うんですが、彼らの見解は、今の大臣とは異なっていて、テロ等準備罪、我々の言葉で言う共謀罪が成立し得るのではないかという危惧を表明されています。

ますが、成立し得ないというふうに明確に答えられるでしょうか。参考人、お願いします。

○林政府参考人 まず、正当な事業活動を行っている一般の会社について組織的犯罪集団には該当しないということ、それから、節税対策のプロジェクトチームのような組織について言われましたけれども、これ自体が組織的犯罪集団と認められるためには、その組織自身が組織的犯罪処罰上の団体に該当する必要があると思います。そのようには認められないと考えられます。

したがって、いざれにしても、テロ等準備罪は成立しないと考えております。

○階委員 しかし、組織的犯罪集団というのは、「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を實行することにあるものをいう。」ということになっております。

後づけで、脱税の罪を目的としていたのではなにかということになりませんか。この税理士さんは、脱税だということをアドバイスした結果、それはやらなかったけれども、計画段階では、脱税に当たるところを計画していたわけですよ。つまり、それを目的としていたというふうに後づけで認定される可能性はないのでしょうか。法文上はその可能性は否定できないように思いますけれども、それはないというふうに断言できますか。

○林政府参考人 まず、犯罪主体の問題でございまして、組織的犯罪集団に該当しないということ、テロ等準備罪は成立の余地はない、こう考えているわけでございます。

その上で、先ほど、会社というだけではなくて、

その中にある組織としてのプロジェクトチーム、これについての言及がございましたが、これについては、先ほど申し上げましたように、これ自体が独立の会社から独立した団体という形で認められる必要があるわけでございますが、こうした会社の組織のために、その中でプロジェクトチームというものが設けられているということにつきますれば、これはそのプロジェクトチーム自体が独立の団体と認める余地はない、こう考えております。

○階委員 節税か脱税かというのは紙一重だと思うんですね。企業も利益を出さなくちゃいけない、会社を存続しなくちゃいけないというところで、節税対策もプロジェクトチームをつくったりしていろいろ検討する場合があるというのは、私も企業内弁護士をやっていたのでよくわかります。

そういった活動が、事後的にです、当初は別に正当な目的であったとしても、事後的に客観的に脱税の罪に当たるといふふうに認定された場合に、後づけで組織的犯罪集団に言う共同の目的が認定されて、そして、計画した、そして税理士にも相談しているということ、後づけで共謀罪が成立するといふふうに捜査機関から言われる、そして検挙される、そういう可能性は全くと条文上言い切れますか。条文上の根拠でお答えください。

○林政府参考人 節税なのか脱税なのかという、その行為のレベルでの評価の問題、これがさかのぼってテロ等準備罪の主体であるところの組織的犯罪集団の認定に影響を与えることはございませ

ん。

すなわち、まず、組織的犯罪集団と言えるかどうか、主体の問題がありまして、それが行った犯罪実行の計画がテロ等準備罪に当たるかどうかという形で議論されることとなるうと思えます。

○階委員 そうすると、仮に、本当は脱税をしても構わない、未必の故意があつたとしても、節税をする目的のプロジェクトチームだということでは言い張っていないれば、これは組織的犯罪集団には絶対に対に当たらないということではよろしいんですか。

○林政府参考人 まず大前提として、その節税対策のプロジェクトチームというものが組織的犯罪集団には該当しないと考えておるわけでございます。それは、独立の団体を有しないからでございます。したがって、そのことだけでテロ等準備罪というものの成立の余地はないと考えているわけでございます。

その上で、節税とか脱税とかいう形での問題を言われましたが、犯罪実行を目的としているというふうには認定するためには、その犯罪実行の認識がなければなりません。節税という形での犯罪実行の認識がなければ、それはそういった組織的犯罪集団の共同の目的として認められません。

○階委員 プロジェクトチームというところでこだわりがあるようなので、では中小企業ということにしましょう。中小企業で、会社全体で節税を考えているんだけれども、脱税について未必の故意があるような場合、これは税務署に摘発されたらしようがないけれども、脱税について未必の故意がある場合、これは、未必の故意であっても故

意犯が成立するというのは確定した理論ですから、それでもやはり組織的犯罪集団に言う目的はあると言えると思えますけれども、その場合であつても絶対にこれは成立しないということではよろしいですか。

○林政府参考人 その中小企業というものも、脱税の目的で結合しているわけではございません。正当な活動を行うことを目的としている中小企業、これについては、犯罪行為を行うという目的がなくともそうした団体の構成員が結合していると考えられるわけでございますので、そういった脱税という行為が目的でなければその中小企業としての構成員が結合するということはないということでは考えがたいわけでございます。

すなわち、犯罪実行の目的、例えば脱税の目的が結合関係の基礎としての共同目的になっているというふうには、その中小企業については全く認められませんので、組織的犯罪集団とはなり得ないということではございます。

○階委員 では、通常の企業の場合は、確かに利益を上げるのが目的ですよ。利益を上げる目的のために脱税をする目的があつたという場合は、まさに、先ほど読み上げましたT O C条約の第五条にも、金銭的利益を目的とするために犯罪を実行するということになっているではないですか。中小企業、企業の場合は、利益を上げる目的がまずある、だけれども脱税の未必の故意もある、こういった場合は、条約に照らしてみても、摘発の対象になり得るんじゃないですか。それを否定できないというのは、明確な根拠は条文上ありませんか。

○林政府参考人 あくまでも、正当な活動の目的というものがある団体について、それが脱税行為というものを仮に行うといたしましても、その団体は、脱税を行うため、そのことを結合関係の基礎としての共同の目的として結合している団体ではございませんので、そうした場合に組織的犯罪集団と認められることはないということではございます。

○階委員 今回の法案は、五月十九日に山尾委員の質疑で明らかになりましたけれども、T O C条約を締結するということが目的であり、立法事実なわけですよ。ところが、金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接または間接に関連する目的がある場合に、すなわち企業などの場合に、そういった企業が脱税の計画をしたといったことが、この場合、摘発の対象にならないということになりますと、逆にT O C条約の五条の条件を満たさないということになりませんか、どうなんですか。

○林政府参考人 今回のテロ等準備罪の法案につきましても、条約にあります組織的犯罪集団が関与するものというオプション、これを国内法に落として、その結果が今回のテロ等準備罪の組織的犯罪処罰法の改正となっております。したがって、条約に基づいて国内法を構成しております。○階委員 だから、条約に基づいてと言うのであれば、最初に何と書いてありますか、「金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意」と書いてあるわけであつ

て、企業というのは、まさにそういう目的がありますよね。

重大な犯罪の中に、脱税の罪も入りますよね。その上で計画をしたわけだから、これは何で対象にならないんですか。TOC条約に入るというのが目的であれば、当然対象になるんじゃないですか、さっきのケースは。どうなんですか。答えてください。

○林政府参考人 一般の団体を我々は組織的犯罪集団とは考えておりません。そして、条約においては、組織的犯罪集団が関与するもの、こういったものが、オプションとして使ってよい、こうなりました。したがって、組織的犯罪集団の関与というものを国内法の中に落とすわけではございません。

その際に、当然、一般の団体が組織的犯罪集団ではないという前提で、それが法律の中で正しく落とされているとすれば、全く条約にそこしているものとは考えておりません。

○階委員 つまり、こういうことですか。組織的犯罪集団に当たるかどうかが大前提で、これに当たらないければ、仮に金銭的利益その他の物質的利益を得る目的を有する団体であっても、共謀罪は成立しないし、逆に、金銭的利益その他の物質的利益を得ることの目的がなかったとしても、皆さんの言うところの組織的犯罪集団に当たれば、これは共謀罪が成立するということになるわけですか。

目的の中に、TOC条約の五条、最初に「金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は

間接に関連する目的」というのを書いてありますけれども、これは共謀罪の成立には全く影響を及ぼさない、こういう理解でよろしいですか。

○林政府参考人 組織的犯罪集団、団体が、仮に金銭的な目的である犯罪を計画した場合、この場合には、例えば通常の会社がある段階で脱税を計画した、こういったものについては、今回、テロ等準備罪からは対象外とする、まずそれが前提でございます。それは、なぜならば、そういった団体は組織的犯罪集団ではないからであります。

その意味で、条約の中でも、あらゆる団体が金銭的な利益を目的として計画したものを処罰する、その合意を処罰するもの、これを条約は求めておりません。組織的犯罪集団が関与するというオプションをつけてよいということになっているわけでございますので、組織的犯罪集団の定義を置いて、国内法においては、提出させていただいている法案としたわけでございます。

○階委員 そうですか。組織的犯罪集団が関与するかどうかというところに重きを置いているわけですね。利益というところには重きを置いていないということではないわけですね。

ということであれば、今回、六百幾つあったものを二百七十七に絞り込んだわけですが、絞込み過程でどういう罪が落とされたのかというところを見ますと、公用文書等毀棄の罪、刑法二百五十八条が落とされていますね。

今ちようど、森友学園の問題で、財務省が公文書を廃棄したのではないか、これが違法ではないかというふうには有識者からも指摘されているとこ

ろでございますが、この公用文書等毀棄罪、七年以下の懲役ですから、重大な犯罪には形式的に該当しますよね。かつ、これは、金銭的利益とは関係ないですけども、今の説明だと、組織的犯罪に当たればいいんだということでもあります。

まさに、仮定の話ですけども、違法な公文書毀棄であれば、組織的に財務省がやっているということになり得るわけですね。ということであれば、なぜこの刑法二百五十八条の公用文書等毀棄は排除したのかということだと思いますよ。

なぜこれを排除したんですか、教えてください。組織的にやれる犯罪ではないですか。

○林政府参考人 今回、対象犯罪を絞り込むに当たりましては、組織的犯罪集団というものが法文で明記されたことに伴いまして、その対象犯罪は組織的犯罪集団が現実的に計画することが想定される罪という形で対象犯罪を絞り込めば、条約を履行することになる、こういった解釈をしておるわけでございます。

その観点から、公用文書毀棄等につきましては、行為の態様、現実の犯罪情勢等に照らして、組織的犯罪集団がこれらの罪の実行を計画することが現実的に想定しがたいと考えたことから、対象犯罪から落とすわけでございます。

○階委員 何か恣意的な選択をしているというふうに思えるわけですね。条文を素直に読めば、金銭的な利益を得る目的のための犯罪であればこれを処罰の対象にするのが普通だと思えますけれども、さっき言ったような、会社という利益を得る目的の団体であっても組織的犯罪集団に当たら

ないと明確に言い切る。他方で、組織的犯罪集団に当たり得るような、組織的犯罪集団が行い得るような公文書毀棄のような犯罪、これについては否定している、対象に含めない。何か恣意的な選別をしているというふうに思えるわけですから、そうではないですか。

恣意的ではない、組織的犯罪集団が関与するのは二百七十七で、これ以上ふえもしないし減りもしない、そういう確定したものなんだというふうに言えますか。

○林政府参考人 まず条約で、先ほど申し上げましたが、金銭的利益その他の物質的利益を得ることを直接または間接に関連する目的のための重大な犯罪を行うことの合意を処罰しなさいとしておりました。そのときには、組織的犯罪集団が関与するという要件は、その本則にはございません。しかし、そのオプションで、組織的犯罪集団が関与するものというオプションで犯罪主体を限定してよろしい、こういったオプションがありまして、今回、それを使って、組織的犯罪集団が関与するものに限定したわけでございます。

その組織的犯罪集団の限定に当たり、法律上、明文で組織的犯罪集団というのを定義したことに よりまして、今回、対象犯罪というものも、その組織的犯罪集団が関与するということが現実的に想定できる、こういった対象犯罪に絞り込むということが条約上許されるといふことになりました。そこで、今回、その公用文書毀棄等については、現実的な犯罪情勢等に照らせば、あるいは行為の態様に照らせば、組織的犯罪集団がこれらの罪の

実行を計画することは現実的に想定しがたいと判断した結果、対象犯罪としなかったわけでございます。

○階委員 全くよくわかりませんが、組織的犯罪集団、一般企業は当たらないということを書かれたけれども、このビジネスロイヤルの意見書にもあるとおり、明文上の確たる根拠がないということなんです。説明はされていますけれども、これは、まさに捜査機関の一存でいかようにも運用できるということになりませんか。

逆に言うと、このビジネスロイヤルの会の声明、大変高名な弁護士さんが入っていますけれども、この方たちの言っていることは全くの杞憂、全くの誤りだということではよろしいんですか。

○林政府参考人 そのような、会社自体が例えば脱税をしたような場合、こういった場合も従来の組織的犯罪の共謀罪に当たるとはならないか、こういった懸念がありました。このような懸念と今お示しの資料のものは、基本的に同じであろうかと思えます。

私どもは、そういったことで、この団体というものについては、従来は団体の活動としてという解釈で制限しようと考えておったわけでございますが、そこに対する不安、懸念が示されたものがございますので、今回は団体というものをさらに限定して、組織的犯罪集団に限るということに限定したわけでございます。その際に、組織的犯罪集団の定義として、結合関係の基礎としての共同の目的が犯罪の実行にあるというところを明記したわけでございます。

これによりまして、一般の会社の団体が組織的犯罪集団となることは考えられないということになると私たちは思っております。

○階委員 思っておりますが、条文上明確にならなければ、萎縮的效果が生じるじやないですか。しかも、この組織的犯罪集団の構成員だけではなくて、きのうの参議院での答弁によれば、その周辺にいる人も共謀罪の主体になり得るといふ話もありました。

このビジネスロイヤルも指摘しているとおり、まさに、相談を受けた税理士さんや弁護士さん、こういった方たちも、もし間違つて、本来は脱税の罪に当たるものを罪に当たらないと言つてしまつた、そして、その意見に基づいて、本来は脱税に当たるのに脱税に当たらないと思つて脱税申告書のドラフトをつくつてしまつた、こういった場合にもテロ等準備罪、共謀罪が成立するのではないか、こういう懸念も抱いております。専門家にとつても萎縮的效果が生じるのではないかということ、ちゃんと論理的に説明しているわけですよ。

これは全く杞憂であつて、法解釈の誤りだということをお断言できますか。

○林政府参考人 組織的犯罪集団の定義として、結合関係の基礎としての共同の目的が犯罪の実行にあること、この定義によりまして、一般の団体というものが、一般の正当な活動をしておる団体が組織的犯罪集団に該当するということはないと考えております。

○階委員 だから、共同の目的が別表第三に掲げ

る罪を実行することにあるということは、一方で通常の企業活動をするという目的があるのは認めますよ。そして、それによつて利益を上げることが目的とする、それもあることは認めます。ただ、それと、別途、脱税の罪に当たるとする目的もあると、併存した場合に、基礎としての共同の目的がどつちにあるかというところは、まさに捜査機関の一存で決める話であつて、併存しているから必ず共同の目的は脱税の罪ではないんだというふうには言えないと思うんですが、そうではないんですか。絶対にそこは、一般の企業であれば、どんな目的を抱いたとしても関係ないということは明言できるんですか。

○林政府参考人 例えば、脱税の目的がなければ、もうその会社は解散いたします、あるいは、そこには結合しません、そういうことであれば、脱税の目的が共同の目的になると思いますけれども、そういうことではないわけでございます。結合関係の基礎としての共同の目的が犯罪の実行の目的であると、正当な活動をしている団体がそのような言うためには、そこまで立証しなければ、そういった結合関係の基礎としての共同の目的というのは立証できないわけでございます。

そういう意味で、一般の団体が、脱税を行うことが組織の活動としてあり得る、それはあり得ると思いますけれども、それはあり得るからといって、あるいはそういった脱税を計画していること、あるいは仮に何回か繰り返しているからといって、その団体の目的が脱税にある、あるいは犯罪実行の目的にあるということにはならないとい

うことを申し上げております。

○階委員 条文の根拠を聞いておるわけですが、条文上はどこからそう読み込めるのかというところが問題なんだと思いますよ。

条文上の根拠はあくまでこの結合関係の基礎というところにあるわけですが、この結合関係の基礎というところが極めて解釈の幅が広い概念ではないかと私は思っております。そういう点で、ビジネスロイヤーの皆さんの意見というのも、私は杞憂ではないと思っております。

もし、ここは杞憂だということであれば、きちんと文書で法律上の根拠を示して説明していただきたいと思えます。委員長にその点をお諮りいただきたいと思えます。委員長、お願いいたします。

○鈴木委員長 承りました。

○階委員 よろしいですか。理事会で。

○鈴木委員長 理事会で協議します。

○階委員 お願いいたします。

では、質問を終わります。